



熊本県公報

号外 第6号
令和3年(2021年)
2月12日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 条 例
○熊本県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県税条例の一部を改正する条例
1 地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(附則第21条関係)
2 この条例は、令和3年2月13日から施行することとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第1号

熊本県税条例の一部を改正する条例
熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。
附則第21条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則
この条例は、令和3年2月13日から施行する。